

令和3年8月26日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

変異株による爆発的な感染拡大が全国的に進む中、本県も国の「緊急事態宣言」の対象地域に加えられましたが、7月29日の県版警戒度レベルステージ3への引き上げからこれまでの状況は、大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。

新規感染者が急増し、特に若年世代の増加は夏休みの終了時期に更なる感染拡大が懸念されるとともに、医療提供体制においては、自宅療養者が千人を超えるなど危機的状況となっております。

このような中、知事が8月20日の記者会見で示された病床や宿泊療養施設の増設、酸素ステーションの設置、抗体カクテル療法の実施に向けた連携確保など、医療提供体制の拡充を発言されましたことは、県民の診療への不安を払しょくするものと期待しておりますので、早急な取り組みにより実現されるよう要望いたします。

さらに、感染のこれ以上の拡大をくい止め、県民の命と暮らしを守るため、下記の事項について、強力な対策を講じるよう緊急要望いたします。

記

1 自宅療養者等への支援拡充

- ・ 全自宅療養者に対するパルスオキシメーターの迅速な提供と症状悪化時の自宅での酸素吸入等が可能な体制整備を図ること。
- ・ 定時の健康相談や生活必需品の要望調査を確実に実施し、生活支援物資等を迅速かつ的確に配布すること。

また、市町が独自に行う食料や生理用品等の配付について財政支援を図ること。

- ・ 各市町においても自宅療養者支援（生活支援や健康相談など）が円滑に実施できるよう、各市町に対し個人情報を提供することについて、各健康福祉センターにおいて自宅療養者から同意を得ること。
- ・ 台風等災害時に、自宅療養者が避難先として活用できるよう、宿泊療養施設の更なる確保を図ること。

2 検査体制など感染拡大防止対策の強化

- ・ 外出自粛や県境を跨ぐ移動の自粛要請などの人流抑制策の徹底を図るとともに、「ロックダウン」のような徹底した人流抑制策について国に求めること。

また、県と連携した感染防止に関する広報活動の諸経費について市町に助成すること。

- ・ 感染疑いのある者の急増に伴い、医療機関に対して地域外来・検査センターへの人的支援の更なる協力依頼と助成措置を図ること。
- ・ 市町が実施する住民や関係教職員・保育士等へのPCR検査の自己負担分について助成を図ること。

3 ワクチン接種の加速化

- ・ 現状の接種者は多くが働く世代であり、これら世代に配慮して各健康福祉センターの地区ごとに県営の接種会場を設置し、夜間接種をできるように、11月接種完了に向けて接種の加速化を図ること。

また、11月以降も接種希望者が生じることが予想されるため、県全体で効率的な体制を検討すること。

- ・ 予防接種健康被害調査委員会は、運営のノウハウもない中、医学的な見地から市町が判断することは大変困難であり、かつ非効率であることから、市町がワクチン接種に専念できるよう、鳥取県を例に県が主体となり一括で審査できる体制を整備すること。
- ・ ワクチン接種について、SNSなどを介して誤った情報が流布していることから、正確な情報の提供に向け広報活動を強化すること。

また、地元テレビやラジオ、地域のケーブルTV、コミュニティFMの協力を得て、在住する外国人を含め理解しやすい情報の提供を強化すること。

- ・ 県の受診・ワクチン相談センターで受電した副反応に係る相談については、多くが副反応に対する不安の払しょくを質問するものであり、市町へ再問合せを促すことなく、県民の気持ちに寄り添った丁寧な回答をすること。

4 県・市町の情報共有など連携の強化

- ・ 自宅療養者や濃厚接触者の生活支援・災害時避難対応を円滑に実施するため、各健康福祉センターにおいて市町への情報提供について本人の同意を得て、平時から市町や消防と情報共有が可能となるよう、早急に調整を図り連携体制を強化すること。
- ・ 避難所でのクラスター回避などの観点から、自宅療養者や濃厚接触者に対して、災害時の避難方法や連絡先を事前に周知徹底するとともに、自宅療養者の実数を随時把握し市町と情報共有を図ること。

- ・ 夏休み明けの学校等における感染拡大が懸念されており、感染状況に応じた臨時休校等の措置や感染防止対策の検証・改善のため、学校等関係者の感染情報について、感染経路なども含めた具体的な情報を迅速に提供すること。

5 地域経済の維持と事業者への支援

- ・ 県においては地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用し「地域企業応援一時金」等を創設されたが、県内市町でも国の制度を活用し消費喚起、感染症対策事業に取り組んできた実績があり、この制度は市町が実施する事業についても、県の交付金を市町に配分して活用することも可能であることから、今後、事業者支援分の交付金を市町も活用できるよう対応すること。
また、市町独自の迅速な支援を実行するため、交付金を含めた市町への適切な財政支援を図ること。
- ・ 営業時間短縮協力金については、コールセンターが設置されているが申請が複雑化し通話が長くつながりづらいとの意見があることから、各市町に出張相談窓口を設置すること。
また、とちまる安心認証については、時短要請の中でも営業時間の延長や酒類提供が可能などインセンティブを付与し有効性を発揮できるよう、見直すこと。
- ・ 県の「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」について、利子補給期間や保証料補給を従来同様に整備・再運用し、中小企業者の金融支援を強化すること。

以上